

○南伊豆町自主防災事業補助金交付要綱

(平成 24 年 2 月 24 日要綱第 6 号)

改正 平成 24 年 6 月 13 日要綱第 25 号 ～年～月～日要綱第～号

(趣旨)

第 1 条 町長は、地震等の災害から町民の生命、身体及び財産を守るために、自主防災事業を実施する自主防災会に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、南伊豆町補助金の交付等に関する規則（平成 17 年規則第 1 号）及びこの要綱の定めるところによる。

(補助の対象及び補助率等)

第 2 条 補助の対象及び補助率は、別表のとおりとし、一の自主防災会に対し、120 万円を上限とする。

(交付の申請及び決定)

第 3 条 補助金の交付を受けようとする自主防災会は、南伊豆町自主防災事業補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（様式第 2 号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）（様式第 3 号）

2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、南伊豆町防災資機材整備事業等補助金交付決定通知書（様式第 4 号）により申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

第 4 条 次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ町長の承諾を受けなければならない。
 - ア 補助事業の施工場所を変更しようとする場合
 - イ 補助事業費の 20 パーセントを超える増減をしようとする場合
 - ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となつた場合には、速やかに町長に報告し、その指示を受けなければならぬ。
- (3) 補助事業により取得した財産については、町長の承諾を受けないで、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 町長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的運営を図らなければならない。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、これらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しておかなければならぬ。

(変更の申請及び承認)

第5条 第3条第2項の規定により補助金交付の決定を受けた者（以下「決定通知を受けた者」という。）は、交付申請書の内容を変更するときは、南伊豆町自主防災事業補助金変更承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（様式第2号）
 - (2) 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）（様式第3号）
- 2 町長は、前項の規定による申請があったときは、申請に係る書類を審査し、適當と認めたときは、南伊豆町自主防災事業補助金変更承認通知書（様式第6号）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 決定通知を受けた者は、当該補助事業が完了したときは、南伊豆町自主防災事業完了実績報告書（様式第7号）に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（変更事業計画書・事業実績書）（様式第2号）
- (2) 収支予算書（変更収支予算書・収支決算書）（様式第3号）

2 前項の書類は、当該補助事業の完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の 3 月末日のいずれか早い日までに提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第 7 条 町長は、前条の規定により実績報告を受けた場合には、書類を審査し、適當と認めたときは、補助金の額を確定し、南伊豆町自主防災事業補助金交付確定通知書（様式第 8 号）により決定通知を受けた者に通知するものとする。

(補助金の取消し)

第 8 条 町長は、決定通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の請求)

第 9 条 決定通知を受けた者は、第 7 条の通知を受けた日から起算して 10 日以内に補助金交付請求書（様式第 9 号）を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第 10 条 町長は、既に補助金を交付した者について第 8 条の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、その取消しに係る補助金について期限を定めて返還を命ずるものとする。

(その他)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 6 月 13 日要綱第 25 号)